

中山間地域等直接支払制度の概要

平成26年5月

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

1 中山間地域の概要

中山間地域は耕地面積や農業産出額において、重要な地域であるが、人口は漸減傾向をたどり、高齢化率が高い。

○中山間地域等とは

平野の外縁部から山間地を指す。

<全国>

国土面積の65%、農業産出額の39%

<埼玉県>

本県面積の32.8%、農業産出額12%

○中山間地域の現状

<県全体>

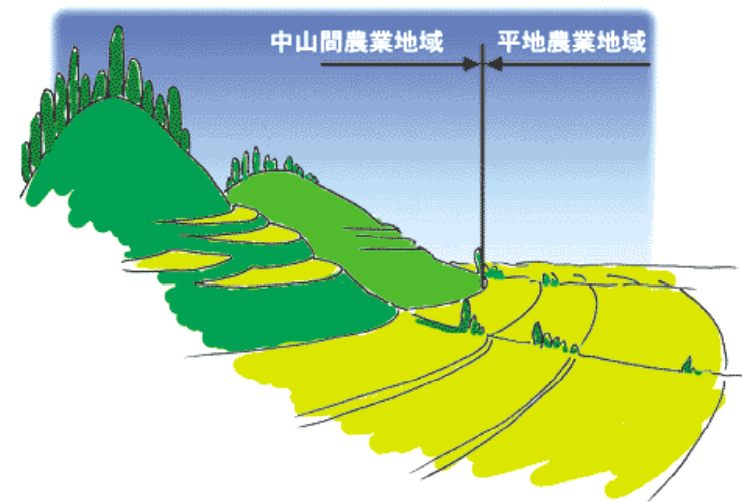
人口 H12:695万人 → H22:724万人

高齢化率 H12:12.1% → H22:19.6%

<県中山間地域>

人口 H12:136千人 → H22:122千人

高齢化率 H12:21.1% → H22:27.5%



2 中山間地域の多面的機能

中山間地域は、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民の財産や暮らしを守っている。

- 国土の保全
- 水源のかん養
- 自然環境の保全
- 保健休養
- 良好な景観の形成



3 中山間地域等直接支払制度の目的

中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。

中山間地域

人口減少や高齢化、土地条件の制約などにより、経営規模や経営コストなどにおいて格差があり、活力の低下が懸念される

～農業生産条件の不利を補正～



中山間地域等直接支払制度

1期対策 : 平成12年度～平成16年度

2期対策 : 平成17年度～平成21年度

3期対策 : 平成22年度～平成26年度

4 中山間地域等直接支払制度の内容

中山間地域において5年以上農業を続けることを約束した農業者に対して、交付金を交付する。

条件不利な農用地を耕作する農業者が農地や道路・水路の適切な管理の方針や集落の目指すべき農業生産体制を取り決めた「集落協定」を締結し、5年以上農業生産活動を継続する場合に、農地の不利性や面積に応じた交付金を交付する。

3期対策は平成22年度から平成26年度までの5年間実施することとなっているが、平成24年度及び平成26年度には、実効性の確保と制度全体の見直し等に活用することを目的に中間年評価と最終評価を実施することとなっている。

4 中山間地域等直接支払制度の内容

(1) 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

(2) 対象農用地

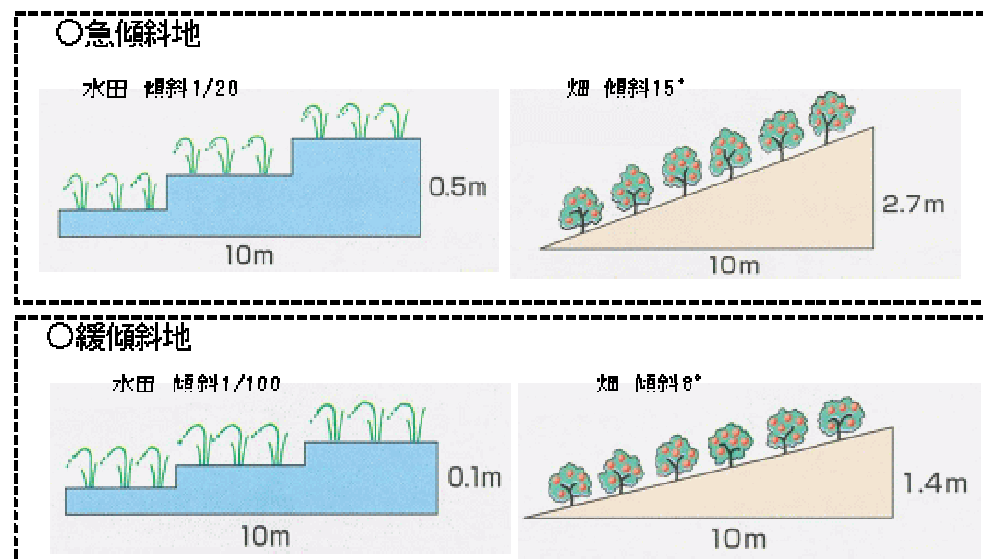
下記基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

①急傾斜地 水田：傾斜1/20以上、畑：傾斜15度以上

②緩傾斜地 水田：傾斜1/100以上、畑：傾斜8度以上

③小区画・不整形な田

④高齢化率・耕作放棄地率の高い
集落にある農用地 など



4 中山間地域等直接支払制度の内容

(3) 交付対象者

協定に基づき5年間以上継続して行う農業者

(4) 対象となる行為

協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等

(5) 交付単価

体制整備単価(10aあたり)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円
草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	3,000円
採草放牧地	急傾斜	1,000円
	緩傾斜	300円

加算
措置

- ・ 規模拡大加算
- ・ 土地利用調整加算
- ・ 小規模・高齢化集落支援加算
- ・ 法人設立加算

4 中山間地域等直接支払制度の内容

(6) 活動内容

① 必須事項

■ 集落マスタープランの作成

■ 農業生産活動等

耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理

■ 多面的機能を増進する活動

国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組、自然生態系の保全に資する取組

② 体制整備単価を受けるためのより前向きな取組

■ 農用地等保全マップの作成及び実践

■ 以下のA～C要件から1つ以上

○ A要件(2つ以上選択)

協定農用地の拡大、機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売、農業生産条件の強化、新規就農者の確保
認定農業者の育成、多様な担い手の確保、担い手への農地集積、担い手への農作業委託

○ B要件(1つ以上)

集落を基礎とした営農組織の育成、担い手集積化

○ C要件

集団的かつ持続可能な体制整備

基礎単価
(体制整備単価の8割)

体制整備単価